

【別紙】

新型コロナウイルス感染症に起因する傷病見舞金等の支給に関する特別の取扱いについて

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、給付金の支給に関して、特別の取扱いをすることについて定める。

2. 対象の給付金

特別の取扱いをする対象の給付金は、次のとおりとする。(以下「傷病見舞金等」)

(1) 傷病見舞金（給付規則第6条の2）

第6条の2 会員が病気又は負傷(以下「疾病等」という。)により入院(医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいい、次の各号に掲げるものを除く。)を伴う治療を受けたときは、当該疾病等に伴う一連の治療(他の疾病等を併発した場合を含む。)に係る入院日数及び通院回数に応じて、傷病見舞金を支給する。

- (1) 美容上の処置
- (2) 病気を直接の原因としない不妊手術
- (3) 正常な分娩
- (4) 人間ドック検査
- (5) 治療を伴わない検査入院
- (6) 自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

(2) 家族傷病見舞金（給付規則第7条の3）

第6条の2を準用(「会員」を「会員の扶養家族」に読み替え)

3. 特別の取扱いの理由

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当該感染症に感染した場合であっても医療機関が満床等の理由で入院できず、臨時施設又は自宅(以下「臨時施設等」という。)において療養するケースが生じている。

傷病見舞金等の支給事由は、「疾病等により入院を伴う治療を受けたとき」としており、臨時施設等での療養を想定していないため。

4. 特別の取扱い

次の場合にあつては、臨時施設等で療養した期間についても入院とみなし、当該期間を入院日数に含めることとし、傷病見舞金等を支給することとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染し、医療機関が満床等の理由で入院できず、臨時施設等において入院と同等の療養をした場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染して医療機関に入院し、医療機関が満床等の理由で

退院予定日が早まり、臨時施設等において入院と同等の療養をした場合

5. 傷病見舞金等の対象期間等

- (1) 傷病見舞金等の支給に係る対象期間は、次のとおりとする。
 - ①陽性判明日から厚生労働省等の定める宿泊療養・自宅療養の解除基準日までの期間
 - ②医療機関への入院期間がある場合は、当該期間と宿泊療養・自宅療養の解除基準日までの期間を合算した期間
- (2) 検査待ちによる臨時施設等での隔離、待機の期間は、対象期間に含まないものとする。

6. 傷病見舞金請求書に添付する確認書類

当該特別の取扱いをするにあたっての確認書類は、次のとおりとする。

- (1) 陽性判明日及び宿泊療養をした期間又は自宅療養をした期間が確認できる書類として、医師、病院若しくは診療所、自治体又は保健所等の担当者が証明したものとする。
「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」等
- (2) 医療機関への入院期間がある場合は、前記(1)のほか、当該入院期間が確認できる書類として、医療機関が発行する領収書等とする。
なお、この場合にあつては、医師等の診断書は不要とする。

7. 特別の取扱いの適用期間

当該特別の取扱いの適用期間は、当分の間とし、概ね次のとおりとする。

令和2年(2020年)4月1日から**令和4年(2022年)6月30日まで**

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況、医療機関等の状況等により、必要に応じて延長すること。

なお、延長の期間の単位は、概ね四半期単位(3箇月毎)とし、当該感染症が、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)上の2類感染症から5類感染症に引き下げられた場合など、状況に応じて当該取扱いの適用期間を終了する。

8. その他の給付金

- (1) 新型コロナウイルス感染症による療養期間が長引き、会員が勤務に服することができない期間が30日以上となった場合、傷病見舞金のほか長期療養会員見舞金を支給する。
(長期療養会員見舞金の規定に基づく)
- (2) 会員又は会員の家族が、残念ながら死亡された場合、弔慰金又は家族弔慰金を支給する。(弔慰金及び家族弔慰金の規定に基づく)